【資料１１－２】

スポーツ広場　専用利用の調整基準

	可能な利用 団体・目的・内容・想定される効果	使用申請受付開始時期等	使用可能コマ数
専用（優先）	１　市又は市教育委員会が主催・共催する事業 ２　市体育協会が主催・共催する事業 ３　市体育協会に所属する団体が主催する事業 ４　市中学校体育連盟が主催する事業 ５　指定管理者が主催・共催する事業 ６　その他教育委員会が特に必要と認めたとき。	毎年９月頃、翌年度の利用について利用調整会議を行い、その結果に基づいて予約を行う（スポーツ広場使用申込書及び大会要項等を指定管理者又は教育委員会に提出する）。	１　ひとつの行事等で１施設当たり、月４日以内とする。
専用（一般）	１　２０人以上で組織され、専用使用者の過半数が市内に在住又は在勤若しくは在学者であり、団体の所在地が市内にある団体が主催する行事等のため使用するとき。 ２　その他教育委員会が特に必要と認めたとき。	利用日の属する月の６月前の初日から利用日まで（利用日の属する月の２月前の１日から１６日までの間を除く）にスポーツ広場使用申込書及び大会要項等を指定管理者又は教育委員会に提出。	１　日曜日を除く日とする。 ２　土曜日、祝日。（ひとつの行事等で１施設当たり使用できる日数は、１月に当日１日、予備日１日を限度とする。） ３　ひとつの行事等で１施設当たりの連続使用は、３日を限度とする。 ４　その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

※　原則として本表に掲げる基準に基づき専用利用を許可するが、詳細については管理を開始する前に教育委員会と協議を行うものとする。